

甲府市告示第 88 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 5 年 3 月 16 日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定する区域

甲府市富士見一丁目 1695 番 1 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物